

## 平成21年度 第1回山形県立図書館協議会議事録要旨

平成21年8月5日(水)

13:30 ~ 15:30

「遊学館」2階 チェリア学習室

### 出席者

#### ・協議会委員

舩田委員長、富樫委員、佐多委員、大江委員、孫委員、沼野委員

#### ・県立図書館 三澤館長、高橋副館長、佐藤主幹、津川主幹、山中資料管理専門員、 小野寺資料整備専門員、深瀬運営企画専門員、中川主査

#### ・県教育庁教育やまがた振興課

脇川教育やまがた振興課長、佐藤課長補佐、保利主査

### 協 議

#### 事務局

それでは、これより協議に入りますが、議長は舩田委員長にお願い致します。

#### 議長

それでは議長を務めさせていただきます。

早速ですが、まず最初に傍聴者の確認を事務局にお願いしたいと思います。

#### 事務局

本日、傍聴希望者は、ございません。

#### 議長

それで早速、協議に入ります。6番目の《その他》「県立図書館への指定管理者制度導入について」この事について色々御意見をいただく事に、少し時間をとりたいと思います。そんな事から出来るだけスムーズに議題の一、二等を進めていきたいと思っておりますので、御協力宜しくお願い致します。

では最初に【平成20年度運営の実績について】(1)「所蔵資料実績について」から(4)「企画展等実績について」までですが、一括して報告という事をお願い致します。

事務局

【平成 20 年度運営の実績について】(1)「所蔵資料について」(2)「利用実績について」(3)「インターネット予約システム運用実績について」(4)「企画展等実績について」説明。

議長

はい、ありがとうございました。

今、【平成 20 年度運営の実績について】という事で、(1)「所蔵資料について」(2)「利用実績について」(3)「インターネット予約システム運用実績について」(4)「企画展等実績について」というような事で御説明をいただいたわけです。只今の説明いただいた事柄につきまして、御質問なり、御意見なりございましたらどうぞお願いしたいと思います。

如何でしょうか。

佐多委員

ちょっと、表の事で伺って宜しいでしょうか。6 ページの「相談内容受付件数」でのところの[所蔵]とか[事実]とか[書誌]ありますが。これは受付けたものに対する返答として、これで回答したという意味ですか。

事務局

はい、そうです。

佐多委員

はい、解りました。案内というのは『こういうところにありますよ』とか。

事務局

案内につきましては「自分の探している本がどういう場所にあるんですか」と聞かれたり、そういう図書館の図書場所とか住所について案内する形に限定させていただいて、前のように「図書館はどこにありますか」とか「何時からやりますか」という案内は全部除きましたので、数的に少し減っております。

佐多委員

解りました。最近ちょっとレファレンスをお願いした際に非常に丁寧に対応していただいて、加えてパソコンが1時間くらい検索出来るんですね。そういうシステムを知らなかったものですから凄く便利に案内していただいたなと思いました。只その前に、それを調べる時に県立図書館に行けばいいという風に私は直ぐに思ったのですが、そういう風に相談したり、この資料が欲しい時に図書館に行こうと思いつく人がいなかったというんでしょうかね、そういうのが知られていなかったのも、そのところがちょっと

勿体ないかな。この減っているというところは、原因はどうか判らないんですけど、やっぱりそう意味ではちょっとまだ宣伝不足というか周知されてないかなとは思いました。

議長

12 ページなんですが、平成 20 年度の企画展一覧の中で、表の下のところに「実日数合計：延 423 日」とありますね。「貸出冊数：2,745」というのは、この企画展示に展示された書籍の内、借り出されたものがこれだけあるの。そういう事ですか。

事務局

はい、そうです。

孫委員

11 ページの児童向けの企画展で、第 3 回目「ヤングアダルト」となっていますが、これはヤングアダルトサービスの事ではなくヤングアダルトについてのテーマを採り上げたという事ですか。

事務局

「ヤングアダルト」というのは、中学・高校あたりを対象とした本を展示したという事です。

孫委員

そうしたらこれは児童向けではないわけですよ。

事務局

児童向けを 2 階に展示しているもので、展示スペースの関係で「ヤングアダルト」は児童向けではないのですが、同じく 2 階に展示させていただきました。

孫委員

なるほど。はい、解りました。

議長

宜しいでしょうか。じゃあまた何かありましたら戻る事に致しまして、次の 2 番目の議題になります。【平成 21 年度運営方針等について】( 1 )「運営方針について」から始まって( 6 )「蔵書整理について」まででございますけど、これも一括して説明お願いします。どうぞ宜しく。

事務局

【平成 21 年度運営方針等について】(1)「運営方針について」、(2)「組織体制について」、(3)「予算について」、(4)「企画展等実施計画について」、(5)「子どもの読書活動推進支援について」、(6)「蔵書整理について」説明。

議長

はい、どうもありがとうございました。

今【平成 21 年度運営方針等について】1 番目の「運営方針」から 6 番目の「蔵書整理」まで御説明いただきました。特に 6 番目の蔵書整理につきましては、前回の協議会で色々と御助言があったので、それを改めて図書館の方で検討して今、御説明いただいたような方針を決定したという事です。以上ですけど、本件について御質問、御意見等ございましたらどうぞお願いします。

議長

15 ページの(2)組織体制なんですが、職員配置で昨年度と比較して人員が減少したというような事はないのですか。

事務局

はい。それはございません。先程申しましたように、人事異動の絡みで経営課の調査相談主査が昨年は 2 名おりました。それが 1 名になりまして、主査が去年は 1 名のところから今年は 2 名になりました。

議長

ちょっとこの表は、縦軸と横軸はどう見るのですか。

事務局

この表は全体の形になりますので、縦軸で見ると例えば館長を下に見ると計が 1 名になります。そういう形で主幹が 2 名、という形で一番下に数字が出ています。そうしますと昨年は調査相談主査が、専門員の隣の項目で真ん中にありますが、これが去年は主査が 4 名だったのですが 3 名になって、係長・主査が 3 名だったところが 4 名になったという変更でございます。横軸は各課の人員が示されております。

議長

嘱託の 20 名というのは変更はないのですね。

事務局

はい、人数に変更はございません。

議長

緊急雇用対策、これは予算について次のページに出てくるのですが、この4人というのはどこに位置付けているのですか。

事務局

経営課に3名、企画課に1名の配置になっております。

議長

なるほど。これは期間は何年ですか。

事務局

雇用期間は半年と予定しております。4月から9月まで。この緊急雇用対策は昨年度、県の事業として2月から2ヶ月間行いました。今年度も4月から国の緊急雇用対策事業として、当図書館では4名を採用いたしました。

富樫委員

ちょっと要望的な事ですが。今、予算の事が出ましたので、臨時経費、所謂雇用の問題もそうですし地下1階の書庫の問題も、臨時経費でついでにいてだけで、通常経費は昨年もそうでしたけども減っていついていますよね。厳しい財政状態だというのは解るんですが、ここら辺で歯止めというか、ある程度の図書館としての充実を図っていく方策も考えていかないといけないのでは。

脇川課長

はい、そのとおりだと。努力したいと思っております。

なかなか毎年毎年シーリング(ceiling)が掛かって一般的な経常経費が5%カットというように下がっています。このままずっと下がっていくと確かに大変な事になるのですが、そこを何とか頑張って維持していきたいと思っております。

議長

はい、他に如何でしょうか。

沼野委員

24ページからの蔵書整理について、大変興味深くお話を伺い、資料を読ませていただきました。前回触れたところにきちんと対応していると捉えております。一番最後にどうなるんだろう、どうなるんだろうと思いながら読んでいたところ、最後の一行に市町村図書館に贈与する事を明記されていて、一安心というのが本当のところですね。市町村でも図書館を新しくしたり、或いは何かする時にも市民、住民に何とか還元したいと努力している姿が住民サイドからもよく見えます。こうやって一人ずつの県民に届くよ

うな現地の方に活用していただくというのは、とても良い解決策と思いました。

それから一つこういう事はどうなのかなと思うのですが、で「前年度までの3年間で同一のものの貸出回数が0回のもの」とする部分と、これは本屋さんと図書館では全く分類が違うので問題にはならないと思いますが、例えば本屋さんで本を調べる時に、こういうコーナーにあるだろうと思って探しても全然別のコーナーに置いてあって、それじゃ判らないよねと思う事が幾度かありましたし、他からもそういう話も聞きます。ですから、しっかりした分類で間違いがないと思いますけれども、その辺り少しグレーゾーンとか、ちょっと危ない、無くなりそうだなと思われるものについて視点を变えて、この0から9の分類を変えてみるという事も無きにしも非ずかなと思います。本屋さんとはちょっと違うと思うのですが「借り手」とすれば自分達で間違ったり自分の思い込みで分類を決めてしまうという事があります。しかし、かなり内部で検討していただいたと拝見しました。

事務局

どうもありがとうございました。後、分類の方だけはちょっと図書館の基準での展示法となっているので、それで考えていただきたいという風に宜しくお願いします。

事務局

確かに仰るとおり、文学に入ってもいいような、例えば著者名で言ったら「この人が書いたのならば文学に入ってもいいのにな」というようなものが社会科学に入ったりする場合もございます。それは本の中身で分類しているもので、作家で分類しているものじゃないものですからそういう事は有り得ます。只、そういう場合は是非カウンター職員に相談していただいたり、或いは著者名と或いは著書名ですね、それで検索すれば出てくる事になっておりますので、そういったレファレンスの方でカバーしていきたいというように思っております。前段に大変有難いお言葉をいただきましてありがとうございます。

議長

毎回の事なんですけども、4番目の「企画展等の実施計画」はなかなか御苦労されているなあってな事を感じるわけですが、どうぞこういうのをPRしたらどうですか。折角御苦労されてもあんまりこれを見る来館者が少ないようでは、苦労が報われないというか勿体無いというような気がしますので、その辺どうぞPRを宜しくお願いしたいと思います。

事務局

はい、ありがとうございます。努力したいと思います。

#### 富樫委員

学校教育という立場からですが、今回企画で今年度から来年度に掛けてブックトークをしていただけるという事で大変喜んでいますが、こういう企画、やはり子供に夢を与える読書経験を増やしていくというような意味からも是非色んな企画を続けていただきたい。またそれに伴う財政的な問題も伴うと思いますがそこら辺も十分確保していただいて、私どもと連携しながら進めていけるような企画を是非立案していただきたいなと思います。

#### 議長

要望という事で、今の御発言を汲み取っていただければというような事でありませう。その他ありませんか。

#### 大江委員

私の方からもう・二ちょっとお話をお伺いしたいなと思います。こういった年間の図書館の計画について、全体的な年間計画っていうのは一律に纏められて、どこかのそういった関係各所に送られているという経過はあるんですか。送ってあるとか。

例えば我々が色んな年間の計画を立てる時に、例えば博物館さんにはこういう企画がある、図書館さんにはこういう計画がある。こういうものは、こういう風に活用しようとして事前に計画を立てる部分って物凄く多いんですね。そういった意味で年間的に、例えば6月の何日頃から図書館ではこういう講座があります。とあると、そこに合わせて自分たちの生活の計画を立てていくという事が物凄く多いです。そういった意味で、年間に組み立てられた計画が事前に色んな機関のところにあると、そこで計画を立てて、大量に色んな方たちがその組織で一括してそういうところで講座を受けたりするという事が、或いは見学したりするという事が出来るって場合が多いんです。なら、その為の年間計画があればと思ったんですけども、そういう事は実際には為さっていないわけですかね。例えば企画展にしても、そういう色んなものの計画がその都度に出てくるんでしょうけども、合わせてチラシとかブックレットも出てくるんでしょうけど。その近くになって出てきた時に『あっ、こういうのあるのか。でも行ける時間がないな』とかね『もっと、こういう時期だといいな』とかっていうのも結構出てくるんじゃないかなって感じちょっとしているんですけども。そういうのはどうなんですかね、年間的に。

#### 事務局

年間計画につきましては、私どもで図書館要覧というものを作っています。それを各関係機関にお配りして活用していただいているというところなんですけれども、中身が各県内公立図書館の概要も載せております。従いまして、各図書館の概要を集めてから編集しているものですから、本来であれば仰ったように年度が始まる前にお配りすれば一番いいんでしょうけど、中々そうも参りません。ちょっと遅れ気味になっておりますけれども、活用していただきたいと思います。またインターネットのホームページ

にも出来るだけそういった情報を載せるようにしています。そんな形で、より早い情報の提供に努めて参りたいと思っております。

#### 大江委員

図書館として、県民会館辺りですと、私 県民会館の役員もなっているんですけど、色んな計画表がバァーと出てくるんですよ。そうすると、こういう企画がこういう時期にあって、こういうのがあるという、事前に計画を立て「この企画に行こう」とか、2~3ヶ月前とか1年前とかそこは予定に入れちゃうんですよ私たち。或いは教育センターなんかもそうなんですよ。色んなところでそういうものが年間の計画ある時に、1枚だけ簡単なもの、一覧が見やすいんですよ。1冊の広報誌だと色んなものが入ってきちゃったりして、年間計画を立てる時に年間の催し行事だけあれば、本当にこういうのに役立ちますとかね、或いは学校教育で小学生の体験学習でどうぞとかね。やっていくと私たちが色んなホームルームで活用したり、何人かで活用したり、或いは放課後ここでこういう図書館の催し物にみんなで参加しようとかっていう計画が非常に立てやすいといえますかね。そういうのがあると便利かなって私もちょっと思ったものから。

#### 議長

一時期、生涯学習の推進が盛んに言われた時には、生涯学習カレンダーという形で公民館なり社会教育課、生涯学習課などで作ったような事がありました。だいぶ話題になったのありましたね。そういうのが考えてみればそうですね、県立図書館の年間の事業みたいなものが全部1枚ものになって出てくるっていうのは、大変都合良いいって事だけどその通りですね。

#### 孫委員

せめてインターネット上でも公開すべきだと思いますね。

#### 事務局

今、紙媒体で例えば色刷りで作ってお配りするっていうのも中々大変な時代でございますので、出来るだけ今仰ったように、インターネットに掲載するとか、そんな形で努めて参りたいと思っております。

#### 議長

どうぞその辺も宜しく願います。

#### 佐多委員

それに含めて、前年度の事業計画の一番最後のところに山形県が行うイベントに出前を出したっていうのがありますよね。こういうのは、いつの段階で決まったんでしょう。

事務局

イベント開催日は、その都度主催者が決めるものですから、その際「図書館も一緒にどうですか」と言われた時とか、パンフレットやインターネットで開催の情報を把握した上で主催者と相談して出前展示の日時を決めていきます。

佐多委員

いや、こういう実績がちょっと広まっていくと何か良いかなという風に思いました。

議長

他なければ、21年度の運営方針についても御了承いただいたという事にしたいと思いますけど。それで3番目の【その他】という議題は何かございますか。

事務局

事務局の方では、一応予定はございません。

議長

はい。それでは、6番目の《その他》ですが、ここで先程から何回か出てきましたけども、「県立図書館への指定管理者制度導入について」という事でございます。

私からもちょっとお話ししたけども、この指定管理者制度導入について、というのはこの協議会としての意見を集約するのではなくて、各委員の御意見を伺いたいという事ですので、事務局からご説明がありますが、その説明を受けて色々お考えになっているような事について、御質問なり御意見なりを自由に御発言いただければという風に思います。それでは最初、事務局の方からお願いします。

事務局

はい。突然にと言ったらいいのでしょうか。指定管理者制度導入について、皆様の御意見を賜りたく出したものです。

これは平成17年度に「やまがた集中改革プラン」というのを作りました。21年度までの目標数値でございます。本年で最終年度になるわけです。その中で図書館については、「管理運営方法について検討を行う」という記述がございます。その改革プラン、17年度に作成したものと平行して体制を検討してきた結果、平成18年度から今の体制になっております。今の体制を申し上げますと、施設の管理につきましては遊学館の指定管理者にお願いする、カウンター業務については司書資格を有する嘱託職員を、1カウンターあたり常時2名以上配置する、三箇所ありますので常時6名以上という事があります。

先程言いましたように今年度が最終年度という事で、今までの実績、或いは経験等を踏まえた上でといいますか、その辺りなかなか実態を御分りにならないのかなという気がしたものですから、資料をまとめたところでございます。尚、年度内に新しい行財政

改革指針を作成する予定という事になっておりますので、それはまたその時に申し述べたいと思っております。それでこの資料は、そういった今までの経過とか全国の動向等を取り纏めた図書館で作ったメモというような捉え方をいただければ非常に有難いと思えます。

( 以下説明 )

議長

今、館長さんの方から指定管理者制度という問題について、指定管理者制度を巡る色々な情報とか或いは岩手県立図書館の具体的な事例等も通しながら御説明をいただいたわけですが、別に来年からとか再来年からどうこうするというわけではございませんので、何か話題にするとしても、どういう風に焦点を絞って話をするかというのは難しいかもしれませんが、どういうことからも構いません。何かお考えになる事、気になる事ございましたらお願いします。

大江委員

一つお聞きしたいのですが、県の施設の中で指定管理者制度の導入が県内の色々な機関で議論されている部分があるようなんですよね。例えば県民会館にしる美術館にしる色々なところが検討したり話題になったり話が出されていますけども、その辺の状況とかというのはお聞きになってらっしゃるかどうかは分からないでしょうか。

脇川課長

県の指定管理者制度につきましては、昨年度辺りが導入のピークとなっております、教育関係施設だと今年募集をしているのが県の青年の家、所謂宿泊施設の自然の家という分野について行っております。その他、今年行っているのが体育施設です。体育館とかそういった館の利用貸出みたいな分野について来年 4 月から導入すべく準備中といったようなところです。まずどこから始めるかという事ですけれども、例えば天童の青年の家につきましては、利用形態が昔と相当変わってきており、昔だとその青年の家では若い青年団とか様々な青年活動の拠点というような活動が見られたんですけども、最近になりますと社会人の研修の場であったり、様々な貸し館業的な分野というのが非常に利用の傾向として見えてきました。そういった事であれば、所謂貸し館的分野であれば民間の力を活用して指定管理者制度というものも方向性としてあるんじゃないかといったような議論の経緯があります。

只それにしても天童の青年の家につきましても、天童の青年の家がやっている企画事業的なもの、例えば現代的な青年の悩みとか引き籠もりの問題とか社会的な問題については引続き県の職員が常駐して行う事、或いは青年の色々なボランティアとかネットワーク作りとかそういったような行政のネットワークを使わないと中々動かないようなところの分野については引続き青年の家に職員が常駐します。後、施設の管理とか

使用料の徴収であるとか、色んな会議室の貸出しとかそういったような分野、或いは体育館とかそういった分野については民間の力を利用して指定管理者を置いてというような事で、まず出来るところから進めているというのが現状です。

そういった事で、全体的にも教育委員会でもそうなんですけど、やれる分野、民間の力を活用してNPOとか、そういった力を活用して、より住民サービスの向上も一定の期待は出来るし、ある程度行政的なコストについても削減効果が期待出来ると。そういったような様々な観点からやっております。図書館につきましては先程御説明した通り既にこの施設自体は指定管理者制度という事で、ここに男女共同参画センター、生涯学習センター、図書館という3つの施設が入っておりますが、遊学館と称しています。その遊学館の管理は図書館で行っていましたが、図書館で色々な委託契約、色々な契約をやっていたのですが、その分野は民間や財団ですけれども、そちらの方に指定管理者制度を導入すると、残ったのは図書館の場合は図書館の固有の事務、先程館長さんからも説明ありましたけれども、そういう事務だけ残っていてどの辺まで踏み込んで指定管理者制度をして良いのかどうかといったような事が論点になっているかと思えます。今の県の動きとしては無闇やたらに行政改革の名の下に指定管理者制度を導入するという事ではなくて、一つ一つ見極めながら行っているといったのが全般的な状況かと思えます。

#### 大江委員

私ずっと思っているのですが、実は美術館にもこの前その話お伺いをして色々なところで出てきているなど。基本的な部分が抜けてしまうと、例えばそれが誰のためにあるのか、その住民にとって市民にとって或いは生徒にとって本当にそうした方が良いのかどうかによって視点を外さないで議論してもらわないと、行財政からの視点だけにしちゃうと、そこ必ず最後抜けちゃうんですね。話している内容がもう市民にとってなんてのはどっかに飛んじゃって、別に財政改革の議論の中から議論してしまうというのは非常に危険な部分があるのかなと思っているんです。だから基本を外さなければ、制度が変わろうが変わるまいが私は構わないんですけど、よりそれが住民にとって市民にとって子供たちにとって有意義であればそうすべきであろうと。只、問題はさっき岩手の事例なんかも出ているように、色々なその検証した結果の問題点・課題点というのはあるんですよね。だから、そういったものが本当に検討されてあらゆる角度から、色々な角度から、メリットの部分、デメリットの部分を検証しながらそれに対応出来るような内容をやっぱり検討していくべきであると。だから拙速にその改革って意味じゃなくて色々な角度から議論しながら、意見を聞きながら、状況を見ながらやっぱり判断していくという事が大事なのかなという風に私は思っているんでね。後、基本だけ外さないという点が一番大事だろうと、ちょっとずっと考えていたんですけどもね。

#### 議長

はい。その通りだと思うんですね。どうしても行政の側から言うと、行政経費の削減という所謂、行財政改革という事から指定管理者の問題は出てき易いと思えます。そ

うなって来るとそういう意味ではこの図書館の場合でも窓口業務を司書資格の所有者とはいうけれども20人ですが、それを全部嘱託職員で雇用するっていう形に変わったというのは、やっぱりそういう行財政改革の一つの流れだという風に僕なりに理解しているんですけどね。まあ、その通りだと思うんですけども。だからそういう事が更に進んでいってしまうという事になると、今大江先生が言われたような形で、「いったい誰のための図書館だ」という本題を外してしまうという事になり兼ねないので、やっぱりその辺をきちんと考えていく必要があるなど、私も考えますね。

その他、如何ですか。

#### 富樫委員

私も、大江委員や委員長さんの話と同じように図書館、それも県立で一つしかない図書館で指定管理者制度という制度は、私はそぐわない制度ではないかなと。より公共性を高めて等しく全ての県民にサービスが提供出来るような、図書館本来の業務が成されていくべきではないかなという具合に思います。そういった意味では、委員長さんも仰ったように行財政という窓口の中から色々な社会教育施設がそういう対象になっていますけれども、最後まで図書館という在り方を見ていった場合に、公共の唯一の提供場所であるという形、そして利用者の生涯学習に繋げていっていただきたいなという風に私は思います。特に本県の県立図書館はFace to Faceというのを非常に大切にいただいておりますので、そこの中に信頼関係が醸し出されているところがありますので、近い将来学校図書館にも多分そうだと思いますが、ICタグが導入されて、効率化を狙ってそういう業務の良いところを省いていくような制度が導入されてくるはずですけども。そんな中であってもやっぱり公共性を常に保った図書館であってほしいという具合に私は思います。

#### 沼野委員

指定管理については、法の趣旨「設置の目的を効果的に達成するために必要があるとき」に導入する。という事ですので「必要がある」というところを、どう判断するかという事が非常に重要になってくるのだらうなと思っています。実際に私もこれまでに公共施設の指定管理についての候補選定委員を何箇所かさせていただいておりますけれども、行政経費の削減については、管理料のみでの運営という事で実際に受託したところでもっと豊かな事業を展開したいといっても、非常に予算が限られているので中々出来にくいし、自分のところの予算を投入してまでも実際にやるというのは非常に難しい状態になっていると思います。

次に、地域の活性化や雇用の確保というところですが、この場合はいずれ正職員にという事は中々なりにくく、短期間の雇用契約を結ぶというのが殆どではないかと思えます。ここで雇用の確保といった場合に、短期間で雇用された人がスキルアップ出来るか、どのくらいの実力を持って次の職場に正社員として自分を売込んで採用していただけるか。という事を考えると、難しい面が多々あるのが実態ではないかと思っています。

組織マネジメントの確立、或いは職員研修というのは、一般的には職員研修をきちっとして危機管理をしっかりやって後、防災危機対策などもしっかりして行っている事が一般的事項なんじゃないかなと思います。これについては受託した団体の問題なのか選定するときのシステムに少しどうなのかというところもありますが、やはり県の方針として中長期的な方針でどうして行くのかに因るところが最大かかっていると思っています。そして一般的にですね、指定管理の期間2年～10年という期間がそれぞれありますけども、一度指定管理で手を挙げて、図書館ではなく公共施設ですけれど、どうも「割に合わなかった」となったときに手を挙げないという事態も起きてきています。そうしますと、応募者0という事でもう一度自治体が運営するのかと。誰も運営する人がいなくなった場合どうするのかをちゃんと決め定めておかないとこれはちょっと難しいと思います。ある公共施設においては前期分で落選したところに、どうか手を挙げてやってくれと。それでそこに管理運営をまわしている実態ももう県内ではあります。そういう事もありますので、色々な、今回は県立図書館という事ですけれども、先行して指定管理を導入し次の更新時期を迎えている公共施設も少し研究なさると本当に設置の目的を効果的に達成するために必要があって、県立図書館は指定管理にするのだと決定できるかどうか、そこはよくよく考え研究なされたら如何でしょうか、と思っています。

議長

孫さん、図書館学会とか何かそういうところではどうですか、この話は。

孫委員

そうですね、公共図書館、県内例えば、上山や長井市立図書館などがカウンター業務に委託業務を取り入れていますよね。委託業者との連絡、調整の面で困難な点もあるようですが・・・学会でも、この点に関してはまだ実証的な研究が進んでいないものから。

大江委員

私たちが教員だから、教師という立場から見るとやはりこれからの社会を担う子供たちとかそういう人たちにとっては、今の色々な社会的問題の解決の一つが、私はそういう図書館活動とか文化活動、或いはそういう活字文化の復興って物凄く大きいと思っているんですよ。要するに、自分で思索して考える力が意外と弱い、そういった時に、突然発作的に行動を起こすっていう人間が今物凄く増えています。だから色々な物事を自分たちで読書し考え判断して思索するっていう段階に入ってきた時に初めて、その前を先見出来る力というものが養われてくるものだといつも思っているものですから、その図書館の役割っての物凄く大きいと思っているんですよ。そういった意味で簡単にこうパツというだけじゃなく、特に私たちが効率的なというよりも、逆に無駄がいっぱいあって大変な事がいっぱいあった方が教育的な効率が、効果が上がるという考え方もあるんです。だから単に効率性だけを重視しちゃうんじゃなくて、やっぱり色ん

なところからつまずいて、或いは非効率的だけでも逆に子供たちが育っていったり自分たちが生きる主観を養ったりするっていうのは、そういうところにあるのかなって気もするんです。だから、そういった観点も考えていかないと全て効率性だけでは決して10年、20年、100年後の効果が出るっていう風には必ずしも限らないって私は思っているんですけども。その辺もやっぱり生きる上では考えていかなきゃいけない問題かなと私はちょっと思っているんです。だから十分検討して欲しいなって感じはしました。

#### 議長

大江先生の仰られた事のまた繰り返しになるんですけど、やっぱり教育行政と一般行政の違いっていうのは今、先生がお話されたところだと思うんですね。だから教育行政っていうのは、経済効果っていうのをある意味では無視してもやらなきゃならない事は、やっていかなきゃならない行政だと思うんですよ。だけど現実には世の中の流れとか動きとか、或いは財政的に厳しいとか豊かだというような状況の中に流されて、結果的には教育行政とは一般行政と戦いながら常に頭を下げてきてしまっているというのが僕は現状だと思うんですよ。一般行政の流れとか或いは一般的な社会の流れの中で、やっぱり教育というものをどう考えていくのかという、その辺をもう少しきちんとした形で考えていかないと非常に難しい問題になるなという事ですね。とりわけ社会教育の3大施設というのは、ここに書いてあるように図書館と公民館と博物館というのが3大施設といわれるわけですが、そこが次々に指定管理者を導入して、そして図書館というのが唯一残されている一つになると。そういう意味でもう少し考えていく事が必要なんじゃないかなと思います。

時間がありませんものですから、皆様から十分な御考えなり、感想なり、御意見なりという事にはならなかったと思いますけども、また機会があればこういうフリーな話をする機会があっても良いんじゃないかと思います。

今日は時間になりましたので、一応終わらせていただこうと思います。私もお役目をこの辺りで降ろさせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

#### 事務局

本日は本当に熱心な御協議をいただきまして、本当にありがとうございました。

以上を持ちまして、本日の協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。